

職 職 — 1 0 0  
令和7年3月31日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

### 超過勤務に関する制度の適切な運用について（通知）

超過勤務の縮減に当たっては、関連法令等に基づいて適切に実施していただくとともに、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが重要です。

各府省におかれては、下記の事項に留意し、適切に対応してください。

なお、これに伴い、「超過勤務に関する制度の適切な運用について（令和5年3月24日職職—84）」は、廃止します。

### 記

#### 1 他律的業務の比重が高い部署関係

他律的業務の比重が高い部署の単位については、原則として課若しくは室又はこれらに相当するものとされています。その範囲を業務の実態に即して必要最小限のものとするため、必要に応じて、班単位、グループ単位、官職単位など、課室単位よりも細かく指定することも可能です。

#### 【関連法令】

- ・人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「規則15—14」という。）第16条の2の2第1項第2号
- ・「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」（以下「運用通知」という。）第10の第4項及び第11項

#### 2 上限時間の特例関係

- (1) 特例業務については、重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとされています。上限を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該職員の従事する業務又は従事していた業務が、「重要な業務であって特に緊急に処理することを要するもの」に該当するものであることを確認した上で行うようお願いします。

特に、毎年実施する業務その他の規模及び発生時期をあらかじめおおよそ

特定できる業務については、当該業務の計画的な遂行や人員配置の最適化等に取り組み、職員に命ずる超過勤務が、上限の範囲内となるよう努めてください。また、特例業務の範囲が必要最小限のものとなっているかを定期的に確認してください。

- (2) 各省各庁の長は、上限を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、職員に通知をすることとされていますので、遺漏なきようお願いいたします。

【関連法令】

- ・規則15—14第16条の2の2第1項各号及び同条第2項
- ・運用通知第10の第12項、第14項及び第15項
- ・「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成31年2月1日職職—22）」の2

### 3 超過勤務時間の適切な管理関係

客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している部局において、管理者は、これに基づいて超過勤務の管理を適正に実施するとともに超過勤務を縮減する観点から、課室長等による超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告については、引き続き適切に行うこととされています。

これらの取組を行うに当たっては、事前確認した超過勤務予定について、①在庁の状況と大きくかい離している場合は、その理由を踏まえて所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告を適切に行うこと、②食事や休憩時間など、勤務をしていない時間が生じた場合には、当該時間を除外して事後報告を行うことを徹底するなど、超過勤務時間の適正な管理に努めていただくようお願いいたします。

【関連法令】

- ・「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成31年2月1日職職—22）」の5

### 4 勤務時間の状況等に応じて行う面接指導関係

各省各庁の長は、超過勤務時間が1箇月について100時間以上の職員又は1箇月平均80時間超等の要件に該当する職員に対し、面接指導を行わなければならないとされています。医師による面接指導は、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の発症と長時間勤務との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、これらの疾病の発症を予防するため導入したものであるとされていることも踏まえ、適切な対応をお願いします。また、超過勤務手当に係る規定の適用が除外されている指定職俸給表適用職員及び管理監督職員等についても、超過勤務を命ぜられることとなっており、面接指導の対象にもなります。職員

の勤務時間の状況に関する記録については、「職員に超過勤務を命じた場合の当該職員の氏名並びに当該超過勤務を命じた年月日及び時間数」とされていますので、指定職俸給表適用職員及び管理監督職員等についても、これらの事項を記録するとともに、要件に該当した職員に対しては面接指導を適切に実施していただくようお願いします。

【関連法令】

- ・人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項
- ・「人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和 62 年 12 月 25 日職福—691）」第 22 条の 2 関係第 10 項
- ・「面接指導の実施について（平成 18 年 3 月 31 日職職—96）」の 1
- ・「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成 31 年 2 月 1 日職職—22）」の 6

以 上